

Title	中国における外国判決・仲裁判断の承認・執行をめぐる現状と課題
Author(s)	馮, 茜
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69286
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名（馮 茜）

論文題名

中国における外国判決・仲裁判断の承認・執行をめぐる現状と課題

論文内容の要旨

本稿は、中国における外国判決・仲裁判断の承認・執行に関する現状及び課題を解明する目的で、立法制度及び判例実務を考察し、問題点を検討し、日本法を基礎として比較法の観点から分析を加えたものである。

第一章は、外国判決承認・執行一般を中心に、国内立法、司法解釈及び国際条約を含む外国判決承認・執行の法的枠組、国内法における承認・執行要件に関する問題点を考察した上で、以下のようなことを明らかにした。①中国法上、外国判決の承認・執行は司法共助の一部として取り扱われ、国家間の互惠関係という要件について厳しく適用されている。実務上、外国が中国判決を承認した先例により互惠関係を確立できるという先例による互惠事実説の採用する例がある。②公示送達も適法な送達として認められることがある。③一方で、郵送による判決文の送達が適法な送達ではないとして外国判決の承認が拒絶された例も存在する。④訴訟競合に関する民訴法解釈533条規定は、一事不再理の中国民訴法上の原則を違反し、外国判決承認が申し立てられた場合、国内判決の提起を禁じるための条文上の改正が必要である。⑤間接管轄について外国判決の承認・執行を否定する根拠とした国内法関連規定及び判例がない。

第二章は、外国離婚裁判の承認・執行を中心に、外国離婚裁判の承認・執行承認対象、婚姻関係解消裁判の承認要件、婚姻無効（取消）判決の承認、及び離婚の付随問題に関する裁判の承認・執行を考察した上で、以下のようなことを明らかにした。中国国内法における外国判決の承認・執行の審査基準には、「互惠関係」必要と「互惠関係」不要の二つのアプローチがある。①婚姻無効、取消判決の承認には、外国判決承認・執行一般と同様に、「互惠関係」必要アプローチによる。②外国離婚裁判の場合、外国離婚裁判の婚姻関係解消部分の承認は互惠関係不要アプローチによることである。他方、③離婚付随問題の承認・執行には、公表事件の多数により、互惠関係必要アプローチによる傾向が示される。

第三章では、本稿は外国判決承認執行の代替として、外国仲裁判断承認・執行の利用可能性を明確にすることを目的として、ニューヨーク条約の適用を中心に、中国における外国仲裁判断の現状及び実務の傾向を考察した。その上で、以下のようなことを明らかにした。まず、判例実務の全体からみれば、不承認・不執行とした裁定は限定的であるが、その中では、ニューヨーク条約5条1項a号、5条1項d号に基づき承認・執行を拒絶した事件が多いという傾向がある。また、5条2項b号の公序条項の発動は極めて稀である。また、具体例から、以下のことが判明した。すなわち、①仲裁合意の有効性を理由として承認・執行を拒絶した公表事件には、仲裁合意有効性の準拠法について、条約5条1項a号に基づく見解と仲裁法解釈16条に基づく見解がそれぞれ存在している。中国法に基づき、涉外要素がない紛争についての仲裁合意が無効であるとされ、外国仲裁判断が承認・執行できない判例も多く見られる。②仲裁廷の構成・仲裁手続の合意違反又は仲裁地国法違反に関する公表事件から、手続上の要件を非常に重視している人民法院の傾向も見られる。③公序違反に関する問題について、行政管理に必要な手続に関する強行規定の違反は公序違反にならないという傾向が見られる。

第四章は、この問題に関する改革の動向、及び現状における課題の解決について検討した。まずは、外国判決・仲裁判断の承認・執行をめぐる中国の最新議論及び司法解釈の改革動向を検討した。そして、前三章の検討のもとで、現状における問題点の可能な解決策を提示し、及び日中実務に参考を提供するとの目的で、日本法との比較を行い、私見又は結論をまとめた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (ヒ ヨ ウ セ イ (馮 茜))			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	長 田 真 里
	副 査	教授	茶 園 成 樹
	副 査	准教授	坂 口 一 成

論文審査の結果の要旨

本論文は、中国における外国判決・仲裁判断の承認・執行に関する現状及び課題を、立法制度及び判例（広義）実務の概観および考察を行い、主として日本法との比較から問題点を指摘し分析を加えたものである。

第一章では、外国判決承認・執行一般を中心に、国内立法、司法解釈及び国際条約を含む外国判決承認・執行の法的枠組、国内法における承認・執行要件に関する問題点を考察した上で、以下のようなことを明らかにしている。すなわち①中国法上、外国判決の承認・執行は司法共助の一部として取り扱われている、②要件の中でも国家間の互惠関係という要件は厳しく解釈適用されており、相手国が中国判決を承認した先例のみにより互惠関係を確立できるといふ互惠事実説の採用傾向が見られる、③訴訟の開始文書にかかる送達要件は課されているが、公示送達であっても問題がない、④一方で、判決文の送達については厳しく、郵送による判決文送達は適法ではなく、そのことにより外国判決が法的効力を生じないとの理由で、外国判決の承認が拒絶される傾向も示されている（この取扱いは法的根拠も薄く、判決承認を申し立てる当事者の利益保護の点からも問題がある）、⑤訴訟競合に関する民訴法533条規定は、一事不再理の中国民訴法上の原則に反している可能性がある、⑥間接管轄により外国判決の承認・執行を否定する国内法関連規定及び判例が存在していないことなどである。

第二章では、外国離婚裁判の承認・執行を中心に、中国における外国離婚裁判の承認・執行承認対象、婚姻関係解消裁判の承認要件、婚姻無効（取消）判決の承認、及び離婚の付随問題に関する裁判の承認・執行を考察した上で、以下のようなことを明らかにした。まず、中国国内法における外国判決の承認・執行の審査基準には、「互惠関係」を必要とするアプローチと「互惠関係」を不要とするアプローチの二つのアプローチがあることである。それぞれの問題がどちらのアプローチに分類されるかは必ずしも明らかではないが、少なくとも以下のことは指摘できる。すなわち、①婚姻無効、取消判決の承認は、外国判決承認・執行一般と同様に、「互惠関係」必要アプローチによる。②外国離婚裁判の場合、外国離婚裁判の婚姻関係解消部分の承認は互惠関係不要アプローチによることである。他方、③離婚付随問題の承認・執行には、公表事件の多数により、互惠関係必要アプローチによる傾向が示されるが、その根拠は必ずしも明らかではない。

第三章では、外国判決承認執行の代替として特に取引実務で注目されている、外国仲裁判断承認・執行の利用可能性を明確にすることを目的として、中国における外国仲裁判断の現状及び実務の傾向を考察している。特に中国も日本も締約国であるいわゆるニューヨーク条約の中国における適用や解釈状況を中心としている。その上で、以下のようなことを明らかにした。まず、判例実務の全体からみれば、不承認・不執行とした裁定は少数であるものの、その中では、ニューヨーク条約5条1項a号、5条1項d号に基づき承認・執行を拒絶した事件が多いという傾向がある一方、5条2項b号の公序条項の発動が極めて稀である傾向が見られる。また、具体例から、以下のことが判明した。すなわち、①仲裁合意の無効を理由として承認・執行を拒絶した公表事件には、仲裁合意有効性の準拠法について、条約5条1項a号に基づく見解と仲裁法解釈16条に基づく見解がそれぞれ存在している。中国法に基づき、涉外要素がない紛争についての仲裁合意が無効であるとされ、外国仲裁判断が承認・執行できない判例の傾向もある。②仲裁廷構成・仲裁手続が当事者の合意又は仲裁地国法に違反する問題に関する公表事件から、手続上の要件を厳しく審査している人民法院の傾向も見られる。③公序違反に関する問題について、行政管理に必要な手続に関する強行規定の違反は公序違反にならないという傾向が見られる。

第四章は、この問題に関する改革の動向、及び現状における課題の解決について検討した。まずは、外国判決・仲

裁判断の承認・執行をめぐる中国の最新議論及び司法解釈の改革動向を検討した。そして、前三章の検討のもとで、現状における問題点の可能な解決策を提示し、及び日中実務に参考を提供するとの目的で、日本法との比較的分析を行い、私見又は結論をまとめたものである。

中国における外国判決の承認・執行や、外国仲裁判断の承認・執行制度については、中国とのビジネス関係や人の交流関係が極めて活発かつ密接であるにもかかわらず、その紹介はほぼ実務家による単発の事件の紹介にとどまることが多く、その重要性にも関わらず、従来これらを体系的かつ学問的に概観・検討した文献は日本ではほとんどなかった。本論文はこの点中国の法制度や裁判実務を体系的に分析し、その問題点を、特に日本におけるそれらとの比較において指摘検討しており、実務的にも学術的にも極めて価値が高いものと評価できる。

扱っている問題が幅広く、また問題点も多岐に渡っているため、一つ一つの論点の掘り下げ方や自説の展開（特に中国の先行研究との関係・区別の説明）にもう少し検討の余地があるように思われる点もあったが、これらの問題点を踏まえても、本論文は十分に博士の学位にふさわしいものである。

なお、iThenticateによる剽窃チェックの結果、当論文に剽窃の疑いはないことを確認している。

以上